

高知CALS／EC  
電子納品運用に関するガイドライン  
委託業務編 第4.1版

---

改定のポイント

(第4版→第4.1版)

平成23年6月  
高 知 県

# 適用

---



平成23年9月1日以降に

新たに契約した委託業務に適用する

---

# 主な改定項目

---



主な改定項目は、以下のとおりです。

1. CAD製図に関する要領・基準
  2. CADデータのチェック
  3. 4文字拡張子のファイルの格納に対応
  4. その他
-

## 改定のポイント①

# CAD製図に関する要領・基準



CAD製図に関する要領・基準について、一部、追加・見直しを行いました。

要領・基準(案)等	策定者	ガイドライン 第4版	ガイドライン 第4.1版
CAD製図基準(案)	国土交通省	平成20年5月	同左
CAD製図基準 電気通信設備編		平成16年6月	平成22年9月
CAD製図基準(案)機械設備工事編		平成18年3月	同左
地方整備局(港湾空港関係)の事業における 電子納品運用ガイドライン【資料編】	国土交通省港湾局	平成20年7月	平成23年4月
電子化図面データの作成要領(案)	農林水産省 農村振興局	平成17年4月	平成23年3月
電子化図面データの作成要領(案)電気通信設備編		平成17年4月	同左
電子化図面データの作成要領(案)機械設備工事編		平成19年4月	同左
電子化図面データの作成要領(案)	水産庁漁港漁場整備部	平成20年3月	同左
電子化図面データの作成要領(案) <b>NEW</b>	高知県林業振興・環境部	—	平成23年4月

## 改定のポイント②

# CADデータのチェック



納品するすべてのCADデータがCAD製図基準(案)に準拠して作成されているか、SXFブラウザ等を用いて確認することとしました。ただし、修正設計等でCAD製図基準(案)に準拠していない既存のCADデータを用いて作成する場合は、この限りではありません。

### ガイドライン第4版(旧版)

チェックツールを用いた確認は規定していない。



### ガイドライン第4.1版(新版)

#### チェックツール

『SXFブラウザ』又は『SXF表示機能及び確認機能要件書(案)に従い開発されたソフトウェア』

#### チェック必須項目

- 1)レイヤ名 2)用紙外図形 3)重複図形 4)ショートベクトル 5)図面の大きさ  
6)色 7)背景同色 8)線種 9)線幅 10)文字フォント 11)文字配置

#### チェックの頻度

受注者は納品するすべてのCADデータを確認し、調査職員は納品されるCADデータから平面図と任意の図面を抜き取り、確認を行う。

改定のポイント③

## 4文字拡張子のファイルの格納に対応



拡張子が4文字以上のファイルを格納する場合、ファイルを圧縮せずに、そのまま格納しても良いこととしました。(例: Microsoft Office等)

### ガイドライン第4版(旧版)

ファイルを圧縮して、該当するフォルダに格納する。圧縮ファイル形式は受発注者協議により決定する。(国土交通省準拠)



### ガイドライン第4.1版(新版)

拡張子が4文字以上のファイルを格納する場合、受発注者協議により、ファイルを圧縮せずに、そのまま格納しても良い。

この場合に使用する電子媒体はDVD-Rとし、フォーマット形式はUDF(UDF Bridge)とする。

## 改定のポイント④

# その他

---



### 測量成果図面のバージョン

納品する測量成果図面は、当面の間はSXF Ver. 2.0レベル2でも可としておりましたが、SXF Ver. 3.0レベル2以上を原則とすることとしました。



### 測量成果の製品仕様書

製品仕様書(製品仕様書名・製品仕様書ファイル名)について、必須記入項目から条件付き(測量法第5条に該当する測量)必須記入項目にしました。



### 電子メールを活用した情報交換の追加

平成22年2月22日付け21高建管第1020号で通知しました「電子メールを活用した情報交換」をガイドラインに明記しました。これに伴い、21高建管第1020号を廃止します。